

CISG-AC 意見第 6 号

「 CISG 第 74 条に従った損害賠償額の算定 」

(ラポルトゥール：ジョン・Y・ゴタンダ教授 (米国ペンシルバニア州、ヴィラノヴァ大学ロースクール))

本意見は、2006 年春にスウェーデンのストックホルムで開催された CISG-AC の会議において、全員一致で採択された。

議長 ヤン・ランバーグ (Jan Ramberg)

委員 エリック・バーグステン (Eric E. Bergsten)、ミヒャエル・ヨアヒム・ボネル (Michael Joachim Bonell)、アレハンドロ・ガロ (Alejandro M. Garro)、ロイ・グッド (Roy M. Goode)、ジョン・ゴタンダ (John Y. Gotanda)、セルゲイ・レベデフ (Sergei N. Lebedev)、ピラー・ペラーレス・ヴィスカシラス (Pilar Perales Viscasillas)、ペーター・シュレヒトリーム (Peter Schlechtriem)、インゲボルグ・シュヴェンツァー (Ingeborg Schwenzer)、曽野裕夫 (Hiroo Sono)、クロード・ヴィッツ (Claude Witz)

事務局 ルーカス・ミステリス (Loukas A. Mistelis)

CISG 第 74 条

当事者の一方による契約違反についての損害賠償の額は、当該契約違反により相手方が被った損失 (得るはずであった利益の喪失を含む。) に等しい額とする。そのような損害賠償の額は、契約違反を行った当事者が契約の締結時に知り、又は知っているべきであった事実及び事情に照らし、当該当事者が契約違反から生じ得る結果として契約の締結時に予見し、又は予見すべきであった損失の額を超えることができない。

【意見】

- 1 第 74 条は、全部賠償の原則を表すものである。
- 2 被害当事者は、損害を被ったことを、合理的な確実性をもって証明する責任を負う。被害当事者は、損害の額を証明する責任も負うが、数学的厳密性をもって証明する必要はない。
- 3 被害当事者は、不履行によって生じた損害の賠償を請求することができる。その損害賠償額は、典型的には、契約違反によって被害当事者が奪われた利益の市場価値又

は契約が適切に履行されていたならば存在したであろう状態を実現するための合理的措置の費用によって算定する。

- A 被害当事者は、契約違反によって得ることを妨げられた純益を請求することができる。
 - B 第74条に従って賠償請求することができる、得るはずであった利益の喪失には、裁判所又は仲裁廷による損害の評価時より後に被ることが予想される、得るはずであった利益の喪失が含まれ得る。
 - C 得るはずであった利益の喪失には、売上高の減少が含まれる。
- 4 被害当事者は、契約違反及び損害軽減措置の結果として合理的に支出した追加的費用を請求することができる。
 - 5 被害当事者は、契約違反に関する訴訟に伴う費用について、第74条に従って損害賠償を請求することはできない。
 - 6 被害当事者は、相手方の契約違反の結果として第三者から請求を受けた場合において、それによって生じた金銭的損害の賠償を請求することができる。
 - 7 被害当事者は、契約違反によって生じたのれん (goodwill) の喪失について、損害賠償を請求することができる。
 - 8 契約違反が生じた後に、被害当事者が契約を解除することなく合理的な代替取引を行った場合には、当該被害当事者は、第74条に従って、損害 (契約価格と代替取引の価格の差額) の賠償を請求することができる。
 - 9 損害賠償によって、被害当事者を、契約が適切に履行されていれば当該被害当事者が享受したであろう地位よりも、良い地位に置くことにはならない。
- A 被害当事者に支払わなければならない損害賠償の額を算定するに当たっては、契

約違反によって当該被害当事者に生じた損害から、契約違反によって当該被害当事者が得た利益を、原則として控除するものとする。

B 第74条に従って懲罰的損害賠償を命ずることはできない。

(訳・曾野裕夫)

〔訳者による注記〕

ここに訳出したのは、CISG-AC Opinion No. 6, Calculation of Damages under CISG Article 74. Rapporteur: Professor John Y. Gotanda, Villanova University School of Law, Villanova, Pennsylvania, USA の「注釈 (Comments)」を除いた「意見 (Opinion)」(いわゆる black letter 部分)の日本語訳である。「注釈」を含めた日本語訳は、「CISG-AC 意見第6号『CISG 第74条に従った損害賠償額の算定』」として、中村光一氏(東京地方裁判所判事補, 前法務省民事局付)による訳が民商法雑誌 138 巻 4=5 号 632-680 頁(2008年)に掲載されている。